

令和8年度青森市文化賞 事務処理の手引き

教育委員会事務局文化学習活動推進課

< 目 次 >

I	表彰制度について	1
1	表彰制度の概要	
2	表彰者の範囲	
3	表彰の基準	
4	表彰の時期	
5	表彰の方法	
6	表彰の公表	
II	表彰の基準	2
1	「文化賞」の表彰に係る基準	
	（1）表彰の種類	
	（2）表彰の分野	
	（3）表彰の基準	
2	表彰の制限事項	
III	推薦の方法	4
1	推薦の方法	
2	団体受賞の取扱いについて	
3	提出書類	
4	その他	
IV	推薦書類の作成要領及び様式	5
1	一般注意事項	
2	推薦にかかるスケジュール	
3	推薦関係様式	
V	関係規定類	12

I 表彰制度について

1 表彰制度の概要

青森市文化賞は、文化部門における大会、コンクール等において特に優れた評価を受けた者及びその指導者に対して、青森市文化賞表彰規則（平成22年教育委員会規則第2号）に基づき行う表彰です。

2 表彰者の範囲

文化賞、文化奨励賞の表彰者の範囲は、大会等の出場時及び推薦基準日において、次のいずれかに該当するものを対象とする。ただし、市外にあっても本市に密接に関係がある者又は団体で、活躍が顕著な者については、これを対象とすることができる。

<表彰者の範囲>

- 一 市内に住所を有する者
 - 二 市内の学校（学校教育法第1条に規定する学校をいう。以下同じ。）に在籍している者
 - 三 市内に活動の本拠を有する団体
- ※「本市に密接に関係がある者」とは
- 一 現在市内に本籍がある者
 - 二 過去において市内に本籍又は住所があった者
 - 三 その他、本市に密接な関係がある者で、教育委員会が特に必要と認めた者

文化指導者賞の表彰者の範囲は、大会等の出場時及び推薦基準日において、市内に住所を有する者とする。ただし、同一の文化人又は団体について指導者が複数いる場合は、指導者のうち原則1人とする。

3 表彰の基準

青森市文化賞表彰規則第4条の規定による。

4 表彰の時期

表彰は、教育委員会が必要と認めるときに行う。

5 表彰の方法

表彰は、表彰状又は記念品（以下「表彰状等」という。）を授与して行う。また、故人に対する追賞は、表彰状等をその遺族に授与して行う。（表彰の期日は、被表彰者が死亡した日とする。）

6 表彰の公表

表彰を行ったときは、被表彰者の氏名又は団体の名称及び業績の概要を、「広報あおもり」及び本市のホームページに掲載する。ただし、被表彰者が当該掲載を望まない場合は、この限りでない。

Ⅱ 表彰の基準

1 「文化賞」の表彰に係る基準

(1) 表彰の種類

表彰の種類は、文化賞、文化奨励賞及び文化指導者賞とする。

(2) 表彰の分野

文化賞、文化奨励賞及び文化指導者賞の対象となる分野は、次のとおりとする。

＜文化賞表彰の分野＞

- 一 芸術分野 文学、美術、音楽、演劇、舞踊、茶道、華道、書道、映画、写真等
- 二 学術研究分野 人文科学、社会科学、自然科学等

(3) 表彰の基準

別表 文化賞表彰の基準表による。

2 表彰の制限事項

表彰の基準を満たす者であっても、次のいずれかに該当するものは表彰しない。

＜制限事項＞

- 一 刑事事件に関し、現に起訴されている者又は刑に処せられた者（刑が消滅した者を除く。）
- 二 当該年度に課税された市税を除き、市税の滞納がある者
- 三 社会的不道德のあるもの等住民感情にそぐわないと認められる者

別表 文化賞表彰の基準表

表彰の種類 (規則第2条)	表 彰 基 準	
	取 扱 要 領	運 用 基 準
文化賞	国際規模の大会、コンクール等において優れた評価を受けたもの又はこれに準ずるもの	1 「国際規模の大会、コンクール等」とは、多数の国が参加する大会、コンクール等（以下「国際大会等」という。）、又は日本を含め、概ね3カ国以上の国が参加する大会、コンクール等をいう。 2 「優れた評価をうけたもの」とは、国際大会等にあつては、当初予定されていなかった特別賞的なものを除く、全ての受賞者（団体を含む。以下同じ。）をいい、それ以外の大会等にあつては、3位以上に相当すると認められる賞の受賞者をいう。 3 「これに準ずるもの」とは、世界的に認知されている文化・芸術機関等から最高の名誉に値する称号を受けた者をいう。
文化奨励賞	1 全国規模の大会、コンクール等において入賞の評価を受けたもの	1 「入賞の評価を受けたもの」とは、3位以上に相当すると認められる賞の受賞者をいう。
	2 東北規模の大会、コンクール等において最高賞相当の評価をうけたもの	
	3 その他前2号に掲げるものと同等の評価を受けたと認められるもの	1 「その他前2号に掲げるものと同等の評価を受けたと認められるもの」とは、全国的に認知されている文化・芸術機関等から最高の名誉に値する称号等を受けた者をいう。
文化指導者賞	1 文化賞の表彰基準に該当するものの指導者	
	2 文化奨励賞の表彰基準に該当するもののうち、全国規模の大会、コンクール等において最高賞相当の評価を受けたものの指導者	

Ⅲ 推薦の方法

1 推薦の方法

表彰候補者の推薦については、関係各部及び各機関の長が必要書類をとりまとめ、教育長が定める日までに教育長に提出して行うものとする。

2 団体受賞の取扱いについて

大会等において、優秀な成績を収めたこと又は優れた評価を受けたことを理由に表彰する場合は、大会規定等により団体として受賞したものは団体を表彰候補者とし、個人として受賞したものは個人を表彰候補者とする。

選抜団体については、個人を表彰候補者とする。

3 提出書類

各賞の表彰候補者の推薦は、次表に掲げる書類によるものとする。

表彰の別	提出書類		備考
共通	推薦総括表（様式第5号）		推薦元で取りまとめ、 1 部作成すること
	推薦書（様式第1号）		
文化賞 文化奨励賞	事績調書（文化賞・文化奨励賞用）（様式第2号） その他業績を明らかにするための参考資料		表彰候補者ごとに作 成すること
	個人	身上調書（個人用）（様式第3号）※	
	団体	調書（団体用）（様式第4号）※	
文化指導者賞	事績調書（文化指導者賞用）（様式第6号） その他業績を明らかにするための参考資料		
	身上調書（個人用）（様式第3号）		

※ 表彰候補者の別により、どちらか1様式のみ提出

4 その他

関係各部及び各機関の長は、提出した推薦書類の内容に、表彰候補者の死亡、賞罰、転居等により変更があると知ったときは、直ちに教育長にその旨を報告するものとする。

IV 推薦書類の作成要領及び様式

1 一般注意事項

- (1) 推薦書類はいずれも A4 版で縦長に横書きとし、様式ごとに別紙とすることとする。ただし、「推薦総括表(様式第 5 号)」については必要箇所が記入できる様式であれば、横長・横書きとしてもよいこととする。
- (2) 本籍及び氏名については、必ず戸籍に記載されている文字とし、氏名にはふりがなをつけることとする。
- (3) 所在地及び団体の名称については、定款に定められているとおりとし、団体の名称及び代表者氏名にはふりがなをつけることとする。
- (4) 年齢については、推薦基準日 11 月 1 日現在で計算することとする。
- (5) 推薦対象となる功績は、令和 7 年 11 月 1 日から令和 8 年 10 月 31 日までの期間とする。ただし、令和 7 年度の功績により表彰を受けるべきものが、何らかの理由により、表彰を受けていない場合等は、これを対象とする。

2 推薦にかかるスケジュール（令和 8 年度）

内 容	期 日
推薦基準日	令和 8 年 11 月 1 日（日）
推薦〆切	令和 8 年 11 月 6 日（金）
審 査	令和 8 年 12 月 上旬
表 彰 式	令和 9 年 2 月 9 日（火）

3 推薦関係様式

<様式一覧表>

文化賞表彰
➤ 推薦書（様式第 1 号）
➤ 事績調書（文化賞・文化奨励賞用）（様式第 2 号）
➤ 身上調書（個人用）（様式第 3 号）
➤ 調書（団体用）（様式第 4 号）
➤ 推薦総括表（様式第 5 号）
➤ 事績調書（文化指導者賞用）（様式第 6 号）

様式第1号（第8条関係）

青市〇〇〇第〇〇号
令和〇〇年〇〇月〇〇日

青森市教育委員会教育長 様

推薦者職氏名

〇〇〇〇部長 〇〇〇 〇〇
担当者氏名・連絡先

主事 〇〇〇 〇〇〇

017-700-0000

推 薦 書

住 所（団体の場合は所在地）

青森県青森市大字〇〇字〇〇 〇丁目〇番〇号

氏 名（団体の場合は名称及び代表者氏名）

（個人の場合）	／	（団体の場合）
青森 太郎	／	〇〇〇株式会社〇〇クラブ
		代表取締役 青森 太郎

生 年 月 日（団体の場合は設立年月日）

昭和〇〇年〇〇月〇〇日

上記の者（団体）は、青森市文化賞表彰規則第4条第2項第1号に該当すると認められるので、表彰されるよう推薦します。

様式第2号（第8条関係）

事 績 調 書（文化賞・文化奨励賞用）

住 所	(団体の場合は所在地) 青森県青森市大字〇〇字〇〇 〇丁目〇番〇号
氏 名	(団体の場合は名称及び代表者氏名) (個人の場合) 青森 太郎 / (団体の場合) 〇〇〇株式会社〇〇クラブ 代表取締役 青森 太郎
該 当 条 項	青森市文化賞表彰規則第4条第2項第1号

事 績 内 容

1 開催年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

2 大会・コンクール名

第〇〇回 全国〇〇〇〇コンクール

3 種目・部門

〇〇部門

4 成績

〇〇理事長賞（第1位相当）

第何位相当の成績か、かっこ書きで
記載して下さい。

※ 複数の大会又はコンクールで該当がある場合でも、最も代表的な大会又はコンクール1件のみを記載すること。

※ 賞状のコピー等、正式な大会又はコンクール名と成績が確認できる資料を添付すること。

様式第3号（第8条関係）

身 上 調 書（ 個 人 用 ）

本 籍	青森県青森市大字〇〇字〇〇 〇番地〇〇
現 住 所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 青森県青森市大字〇〇字〇〇 〇丁目〇番〇号 電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
ふりがな 氏 名	あおもり たろう 青 森 太 郎
生 年 月 日 ・ 年 齢	昭和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 （ 〇〇 歳）
職 業	〇〇株式会社 （学校名： 学年： ） ※学生の場合は学校名と学年を記入
現在までに 受けた賞罰 の 事 項	なし

※ 本籍及び氏名については、必ず戸籍に記載されている文字とし、氏名にはふりがなをつけること。

※ 年齢については、推薦基準日11月1日現在における年齢を記載すること。

様式第4号（第8条関係）

調 書（ 団 体 用 ）

所 在 地	〒〇〇〇－〇〇〇〇 青森県青森市大字〇〇字〇〇 〇丁目〇番〇号 電話 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇
ふ り が な 団 体 の 名 称	〇〇かぶしきかいしゃ〇〇くらぶ 〇〇株式会社〇〇クラブ
ふ り が な 代 表 者 氏 名	代表取締役 あおもり 青森 たろう 太郎
組 織 概 要	（設立目的や構成等） 〇〇することを目的に設立した団体で、主に〇〇を中心に〇〇名で組織している。
組 織 の 沿 革	昭和〇〇年〇〇月〇〇日 △△株式会社創立 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇株式会社に名称変更
賞 罰	昭和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇〇表彰（〇〇功労） 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇〇功労賞
活 動 内 容 〇〇株式会社〇〇クラブは、〇〇の分野において、〇〇している。 また、各種大会への参加や、〇〇の実施など、文化振興の普及・発展に努めている。 また、〇〇で初めて〇〇を達成し、その功績は誠に顕著なものである。	

※ 所在地及び団体の名称については定款に定められているとおりとし、団体の名称及び代表者氏名にはふりがなをつけること。

様式第5号（第8条関係）

推 薦 総 括 表

推薦者職氏名

〇〇〇〇部長 〇〇〇 〇〇

番 号	該 当 区 分	氏 名 (団体の場合は名称 及び代表者氏名)	住 所
	条 項		
1	第 4 条第 3 項第2号	青森 太郎	青森県青森市大字〇〇字〇〇 〇丁目〇番〇号
2	第 4 条第2 項第 2 号	青森 花子	青森県青森市大字〇〇字〇〇 〇番地〇

様式第 6 号（第 8 条関係）

事 績 調 書（文化指導者賞用）

住 所	青森県青森市大字〇〇字〇〇 〇丁目〇番〇号
氏 名	青森 太郎
該 当 条 項	青森市文化賞表彰規則第 4 条第 3 項第 2 号

事 績 内 容

- 被指導者氏名・団体の名称
青森 花子
- 開催年月日
令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 大会・コンクール名
第〇〇回 全国〇〇〇〇コンクール
- 種目・部門
〇〇部門
- 成績
〇〇理事長賞 （第 1 位相当）

第何位相当の成績か、かっこ書き
で記載して下さい。

「表彰候補者との関係」欄に
は、指導者からみた証明者との
関係を記載すること。

上記の事績内容に相違ないことを証明します。

証明者 団体の名称

氏名 青森 花子

表彰候補者との関係 被指導者

※ 表彰候補者以外の文化活動関係者が事績内容の証明者として記載すること。

※ 複数の大会又はコンクールで該当がある場合でも、最も代表的な大会又はコンクール 1 件のみを記載すること。

※ 賞状のコピー等、正式な大会又はコンクール名と成績が確認できる資料を添付すること。

≪証明者例≫学校部活動：学校長、競技団体又は個人教室等：団体の長（団体の長が表彰候補者の場合は、事務局長等の責任者）、その他事績内容に記載されている被指導者（ただし、義務教育終了前の者であればその保護者）※表彰候補者自身又は表彰候補者の親族等、事績内容における関係者以外の証明は認めません。

V 関係規定類

(ア) 青森市文化賞表彰規則

(イ) 青森市文化賞表彰事務処理要領

○青森市文化賞表彰規則

平成二十二年三月三十一日

教育委員会規則第二号

改正 平成二二年一〇月教委規則第二二号

改正 平成二十五年一〇月教委規則第八号

改正 平成二十八年三月教委規則第六号

(趣旨)

第一条 この規則は、文化部門における大会、コンクール等において特に優れた評価を受けたものの及びその指導者の表彰について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類及び方法)

第二条 表彰の種類は、文化賞、文化奨励賞及び文化指導者賞とする。

2 表彰は、表彰状又は記念品（以下「表彰状等」という。）を授与して行う。

3 故人に対する表彰は、表彰状等をその遺族に授与して行う。

(表彰者の範囲)

第三条 表彰は、次条に定める基準に従い、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定めるものについて行うものとする。

一 文化賞及び文化奨励賞 本市の市民若しくは団体又は本市と密接な関係のあるもの

二 文化指導者賞 本市の市民又は本市と密接な関係のあるものであって、過去に文化指導者賞を受けていない者

(表彰の基準)

第四条 文化賞は、国際規模の大会、コンクール等において優れた評価を受けたもの又はこれに準ずるものに授与する。

2 文化奨励賞は、次のいずれかに該当するものに授与する。

一 全国規模の大会、コンクール等において入賞の評価を受けたもの

二 東北規模の大会、コンクール等において最高賞相当の評価を受けたもの

三 その他前二号に掲げるものと同等の評価を受けたと認められるもの

3 文化指導者賞は、次のいずれかに該当する者に授与する。

一 第1項に該当するものの指導者

二 前項第一号に該当するもののうち、最高賞相当の評価を受けたものの指導者

4 次の各号のいずれかに該当する者は、表彰しない。

- 一 刑事事件に関し、現に起訴されている者又は刑に処せられた者（刑が消滅した者を除く。）
 - 二 前号に掲げる者のほか、教育委員会が表彰することが適当でないと認める者
- （平成二二教委規則二二・一部改正）

（表彰の時期）

第五条 表彰は、教育委員会が必要と認めるときに行う。

（表彰の公表）

第六条 表彰を行ったときは、本市の広報に掲載することにより、これを公表するものとする。

（その他）

第七条 この規則に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前に、青森市文化賞表彰規則（平成十七年青森市規則第三号）の規定により表彰された者又は団体は、この規則の相当規定により表彰された者又は団体とみなす。

附 則（平成二二年一〇月教委規則第二二号）

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年一〇月教委規則第八号）

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年三月教委規則第六号）

（施行期日）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

青森市文化賞表彰事務処理要領

制 定	平成18年11月14日
一部改正	平成19年 3月30日
一部改正	平成22年10月29日
一部改正	平成25年11月28日
一部改正	平成28年10月28日
一部改正	令和 3年 9月10日
一部改正	令和 8年 9月 1日

（趣旨）

第1条 この要領は、青森市文化賞表彰規則（平成22年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、表彰事務の処理について、必要な事項を定めるものである。

（表彰者の範囲）

第2条 規則第3条第1号に規定する文化賞及び文化奨励賞の表彰者の範囲は、大会等の出場時及び推薦基準日において、次の各号いずれかに該当するものとする。ただし、市外にあっても本市に密接に関係がある者又は団体で、活躍が顕著な者については、これを対象とすることができる。

- 一 市内に住所を有する者
- 二 市内の学校（学校教育法第1条に規定する学校をいう。以下同じ。）に在籍している者
- 三 市内に活動の本拠を有する団体

2 前項ただし書に規定する「本市に密接に関係がある者」とは、次の各号いずれかに該当する者をいう。

- 一 現在市内に本籍がある者
- 二 過去において市内に本籍又は住所があった者
- 三 その他本市に密接な関係がある者で、教育委員会が特に必要と認めた者

3 規則第3条第2号に規定する文化指導者賞の表彰者の範囲は、大会等の出場時及び推薦基準日において、市内に住所を有するものとする。ただし、同一の文化人又は団体について指導者が複数いる場合は、原則、指導者のうち1人とする。

（追賞）

第3条 被表彰者が、表彰を受ける前に死亡した場合は、追賞することができる。

2 前項の表彰の期日は、被表彰者が死亡した日とする。

（表彰の分野）

第4条 文化賞、文化奨励賞及び文化指導者賞の対象となる分野は、次のとおりとする。

- 一 芸術分野 文学、美術、音楽、演劇、舞踊、茶道、華道、書道、映画、写真等
- 二 学術研究分野 人文科学、社会科学、自然科学等

（運用基準）

第5条 規則第4条に規定する表彰の基準に関する運用基準は、別表のとおりとする。

（表彰の制限）

第6条 規則第4条第4項第2号に規定する「教育委員会が表彰することが適当でないと認める者」とは、次の各号いずれかに該当する者をいう。

- 一 市税（当該年度に課税された市税を除く。）を滞納している者
- 二 社会的不道德のあるもの等住民感情にそぐわないと認められる者

（団体等の取扱い）

第7条 大会等において優れた評価を受けたことを理由に表彰する場合は、大会規定等により団体として受賞したものは団体を表彰候補者とし、個人として受賞したものは個人を表彰候補者とする。

2 前項の規定にかかわらず、選抜団体については、個人を表彰候補者とする。

（推薦の手続き）

第8条 表彰候補者の推薦は、関係各部及び各機関の長が必要書類をとりまとめ、教育長が定める日までに教育長に提出して行うものとする。

2 文化賞及び文化奨励賞の表彰候補者の推薦は、次の各号に掲げる書類によるものとする。

- 一 推薦書（様式第1号）
- 二 事績調書（文化賞・文化奨励賞用）（様式第2号）
- 三 身上調書（個人用）（様式第3号）又は調書（団体用）（様式第4号）
- 四 推薦総括表（様式第5号）
- 五 その他業績を明らかにするための参考となる資料

3 文化指導者賞の表彰候補者の推薦は、次の各号に掲げる書類によるものとする。

- 一 推薦書（様式第1号）
- 二 事績調書（文化指導者賞用）（様式第6号）
- 三 身上調書（個人用）（様式第3号）
- 四 推薦総括表（様式第5号）
- 五 その他業績を明らかにするための参考となる資料

4 関係各部及び各機関の長は、第1項の規定により、提出した推薦書類の内容に、表彰候補者の死亡、賞罰、転居等により変更があると知ったときは、直ちに教育長にその旨を報告しなければならない。

（被表彰者の決定）

第9条 教育長は、前条の規定による推薦があったときは、第5条及び第6条の規定に基づき、被表彰者を決定する。

（被表彰者の公表）

第10条 規則第6条に規定する公表の内容は、被表彰者の氏名又は団体の名称及び業績の概要とする。

附 則

（実施期日）

この要領は、平成18年11月14日から実施する。

附 則

（実施期日）

この要領は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

（実施期日）

この要領は、平成22年10月29日から実施する。

附 則

（実施期日）

この要領は、平成25年11月28日から実施する。

附 則

（実施期日）

この要領は、平成28年10月28日から実施する。

附 則

（実施期日）

この要領は、令和3年9月10日から実施する。

附 則

（実施期日）

この要領は、令和8年9月1日から実施する。

別表（第5条関係）

表彰の種類 (規則第2条)	表 彰 基 準	
	取 扱 要 領	運 用 基 準
文化賞	国際規模の大会、コンクール等において優れた評価を受けたもの又はこれに準ずるもの	1 「国際規模の大会、コンクール等」とは、多数の国が参加する大会、コンクール等（以下「国際大会等」という。）、又は日本を含め、概ね3カ国以上の国が参加する大会、コンクール等をいう。 2 「優れた評価をうけたもの」とは、国際大会等にあつては、当初予定されていなかった特別賞的なものを除く、全ての受賞者（団体を含む。以下同じ。）をいい、それ以外の大会等にあつては、3位以上に相当すると認められる賞の受賞者をいう。 3 「これに準ずるもの」とは、世界的に認知されている文化・芸術機関等から最高の名誉に値する称号を受けた者をいう。
文化奨励賞	1 全国規模の大会、コンクール等において入賞の評価を受けたもの	1 「入賞の評価を受けたもの」とは、3位以上に相当すると認められる賞の受賞者をいう。
	2 東北規模の大会、コンクール等において最高賞相当の評価をうけたもの	
	3 その他前2号に掲げるものと同等の評価を受けたと認められるもの	1 「その他前2号に掲げるものと同等の評価を受けたと認められるもの」とは、全国的に認知されている文化・芸術機関等から最高の名誉に値する称号等を受けた者をいう。

様式第1号（第8条関係）

令和 第 年 月 日

青森市教育委員会教育長 様

推薦者職氏名

担当者氏名・連絡先

推 薦 書

住 所（団体の場合は所在地）

氏 名（団体の場合は名称及び代表者氏名）

生 年 月 日（団体の場合は設立年月日）

上記の者（団体）は、青森市文化賞表彰規則第4条第 項第 号に
該当すると認められるので、表彰されるよう推薦します。

様式第2号（第8条関係）

事 績 調 書（文化賞・文化奨励賞用）

住 所	(団体の場合は所在地)
氏 名	(団体の場合は名称及び代表者氏名)
該 当 条 項	青森市文化賞表彰規則第4条第 項第 号
事 績 内 容	
1 開催年月日	
2 大会・コンクール名	
3 種目・部門	
4 成績	

※ 複数の大会又はコンクールで該当がある場合でも、最も代表的な大会又はコンクール1件のみを記載すること。

※ 賞状のコピー等、正式な大会又はコンクール名と成績が確認できる資料を添付すること。

様式第3号（第8条関係）

身 上 調 書（ 個 人 用 ）

本 籍	
現 住 所	〒 電話
ふりがな 氏 名	
生 年 月 日 年 ・ 齢	年 月 日 （ 歳）
職 業	(学校名： 学年：) ※学生の場合は学校名と学年を記入
現在までに 受けた賞罰 の 事 項	

※ 本籍及び氏名については、必ず戸籍に記載されている文字とし、氏名にはふりがなをつけること。

※ 年齢については、推薦基準日11月1日現在における年齢を記載すること。

様式第4号（第8条関係）

調 書（ 団 体 用 ）

所 在 地	〒 電話
ふ り が な 団 体 の 名 称	
ふ り が な 代 表 者 氏 名	
組 織 概 要	(設立目的や構成等)
組 織 の 沿 革	
賞 罰	
活 動 内 容	

※ 所在地及び団体の名称については定款に定められているとおりとし、団体の名称及び代表者氏名にはふりがなをつけること。

様式第5号（第8条関係）

推薦総括表

推薦者職氏名

番号	該当区分	氏名 (団体の場合は名称 及び代表者氏名)	住所
	条項		

事 績 調 書（文化指導者賞用）

住 所	
氏 名	
該 当 条 項	青森市文化賞表彰規則第 4 条第 3 項第 号
事 績 内 容 1 被指導者氏名・団体の名称 2 開催年月日 3 大会・コンクール名 4 種目・部門 5 成績	
上記の事績内容に相違ないことを証明します。 証明者 団体の名称 氏名 表彰候補者との関係	

※ 表彰候補者以外の文化活動関係者が事績内容の証明者として記載すること。

※ 複数の大会又はコンクールで該当がある場合でも、最も代表的な大会又はコンクール 1 件のみを記載すること。

※ 賞状のコピー等、正式な大会又はコンクール名と成績が確認できる資料を添付すること。